

別表（第3条、第6条関係）

事業実施主体	補助対象経費	補助率	備考
G A P 認証を取得しようとする農業者等 (注－1)	GLOBALG. A. P.、ASIAGAP 及び JGAP の認証取得に必要な経費（審査等費用、審査員旅費）	2分の1以内  補助限度額： 1件当たり 15万円	認証審査費用については、1者以上から見積書を取得するものとする。 初回審査及び1回目の維持又は更新審査（初回審査を含む2回）を対象とする。他のG A P 認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合は初回審査のみを対象とする。 審査機関による審査を、当該年度内に受けた者に限る。

## 備考

- (注) 1 事業実施主体の「G A P 認証を取得しようとする農業者等」とは、次の要件を満たす農業者等をいう。
- (1) GLOBALG. A. P.、ASIAGAP 及び JGAP 認証を取得する者又は団体であること。また、G A P 認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のG A P 認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合も含むが、本事業により認証を取得した農業者等を除く。
  - (2) 初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。
  - (3) 事業実施主体が農業者の場合は、事業実施主体及びG A P 認証を受ける農地が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は、補助事業が完了した翌年度の3月31日までに位置づけられることが確実と見込まれる者であること。